

# 命の水を守ろう!

産業廃棄物最終処分場建設に反対  
する連絡会ニュース NO.11 1999.3.23  
連絡先. 茨城県民主医療機関連合  
会 (029-228-0600)

## 全 国 初! 水道水汚染を懸念

# 全隈町産廃処分場建設は! グメ!

3月15日水戸地方裁判所は「全隈町産業廃棄物最終処分場建設差し止め仮処分申立て」に対して、建設を差し止める決定を下しました。



(全隈町産業廃棄物最終処分場建設差し止めを求める仮処分)

## “建設差し止め” 決定の 裁判内容について

弁護士 安江 祐

一、3月15日、水戸地方裁半所は、私たちの主張を認め、全隈町の処分場の建設を差し止める決定を下しました。95年の5月に処分場の計画が発覚して以来、連絡会の皆さんを中心にねばり強い反対運動を開催してきましたが、今回の決定は、これまでの反対運動の一つの大きな成果であり、処分場建設計画を撤回させる上での強力な武器を我々は手にすることことができたということが、できるでしょう。

二、この仮処分手続の中で、私たちは、処分場の建設によって、①周辺住民が利用している井戸水②田野川から汲み上げている農業用水③水道水、がそれぞれ汚染される危険性があることを主張しました。

これに対して裁判所は、水道水の汚染の危険性があることを認め、赤塚設備に対して処分場建設の差し止めを命じたのです。裁判所は次のように述べています。

「人格権の一内容として、社会一般の感覚に照らして、生命・健康に危険のない質の飲料水、生活用水を確保することが含まれる」「右内容の人格権は、その性質からみて最大限の保護に値するもの」「水道水は本来、長期間にわたって摂取するものであり、直接人体の健康に対してして基本的な影響を及ぼすものであるから、汚染物質の流入

が危険される場合、その量が人体に影響がないほどの微量であることが積極的に疎明されない以上、それを利用している債権者らの被保全権利の侵害を否定することはできない」

裁判所のこの判断の前提には、廃棄物に含まれる有害物質に対する危険性の認識があります。プラスチックに含まれるフタル酸化合物等について裁判所は「未だ科学的に完全には解明されているとまではいえないものの、少なくとも相当の悪影響を持つ可能性があることが専門家の間で指摘されている」「その指摘されている人体の作用は長期間継続するものであり、人間の生殖機能等に影響を与えることによって、世代を越えたものになりうることが、現在の社会一般の認識となっている」と指摘しています。

このほか、農業用水についても「農業経営を侵害されないような安全な水質を確保することのできる権利有をする」「汚染された水が流入することによって、農作物が汚染される可能性が認められる」として汚染の危険性を認めましたが、「万一被害が発生した場合は、その発見及び回復も飲用水ほど困難とは思料されない」として事前の差し止めまでは認めませんでした。

井戸水については、その位置関係などから汚染の危険性を認めませんでした。

三、今回の決定は、水戸市民が利用する水道水の汚染の危険性を正面から認めたもので、高く評価できると考えます。これまで、地下水の汚染の危険性を理由に差し止めを認めた例はありましたが、河川から取水している水道原水の汚染を理由に差し止めを認めた例はなく、その意味で画期的な決定です、処分場の多くが山間部に作られその浸出水が河川に流入している実態を考えるとき、今回の決定の持つ意味は非常に大きなものがあるといえるでしょう。

また、今回の決定は国の廃棄物行政のあり方に対する鋭い批判ともなっています。水戸市民の水道水への影響をも配慮して、県知事が一旦は不許可処分にしていたのですから、厚生省がこの不許可処分を覆さなければ、あえて仮処分に訴える必要もなかったわけで

す。周辺の環境や地域住民の生活実態をも考慮した、慎重な行政の運用が求められているといえるでしょう。

四、仮処分では勝利しましたが、赤塚設備はまだこの計画を断念したわけではありません。いまこそ、この仮処分決定を武器にして、茨城県や水戸市にも働きかけ、一日も早く計画の中止を勝ち取るために、より一層の運動の強化が求められています。

また、今回の成果を、他の地域で処分場に反対し環境を守るために闘っている住民の皆さんに広げていくことも必要です。3月6日の集会で提起した県内のネットワークづくりも進めていく必要があるでしょう。

今後とも皆さんのご理解とご支援をお願いします。

### 水戸地裁決定に従い

### 全隈町産業廃棄物最終処分場計画中止を求める要請書

3月15日、水戸地方裁判所は、貴社が計画している全隈町産業廃棄物最終処分場建設設計画について、処分場の建設、使用、操業をしてはならないという決定を下しました。

その内容は、水道水汚染の危険性並びに農業用水汚染の危険性についてこれを認め、特に水道水については、「その危険性が顕在化した場合は、その結果は重大であり、回復が困難又は不可能である」としています。

貴社は、この決定を重く受けとめ、直ちに処分場建設設計画を中止するよう強く求めるものです。

(株)赤塚設備工業

取締役社長 大谷繁夫殿

1999年3月19日

全隈町産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会

世話人代表 木戸田四郎

☆3月19日（金）赤塚設備工業（水戸市堀町）に対して、上記の要請書を提出しました。前もって要請することは連絡してあります。が、社長は留守でした。事務員に要請書を読み上げ手渡しました。原告団参加者は13人。連絡会は社長に会い、建設中止を要請するつもりです。

☆対市交渉を行いますので出来るだけ参加して下さい。

日時 3月29日（月）4:00～  
3:50 市役所ロビー集合

☆対県交渉も予定しておりますが、まだ日程の調整がつきません。日程が決まり次第御連絡します。

# 全隈町産廃 命の水を守ろ！ 建設差止め勝利報告集会

4月4日市民会館で  
開かれました！

## 止め勝利報告集会

終処分場建設に反対する連絡会



全隈町・大部さん↑

←世話人代表・木戸田先生

# 全隈町産廃 建設差止め勝利報告集会

命の水を守ろ！

産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会



全隈町産廃 命の水を守ろ！  
建設差止め勝利報告集会

終処分場建設に反対する連絡会



司会・大川さん↑

弁護団の皆さん→



全隈町産業廃棄物最終処分場  
建設差止め仮処分申立事件  
『決定』

を1部 1000円でおわけしております。  
弁護団の高度な知識による論戦が非常に  
勉強になります。今後の資金活動へのご  
協力と、今回の勝利記念として冊子をぜ  
ひお手元に、お願いいいたします。

《ゴミ弁連》住民大集会が4月17日久留米市・久留米大学で開かれます。

ゴミ問題に関わる弁護士と産廃処分場反対運動に関わる方々の500人規模の集会です。

全隈町産廃建設に反対する連絡会でも代表者1名を派遣する事が決まりました。

わたしたちの勝利の報告ができ嬉しい限りです。交流を深めゴミ問題の解決に1歩を！

主催 産業廃棄物最終処分場建設に反対する連絡会  
世話人代表 木戸田四郎  
連絡先 茨城県民主医療機関連合会  
tel 029-228-0600

# 全隈町産廃 建設差し止め仮処分決定! 報告集会

3月15日、「全隈町産廃建設に反対する連絡会」に嬉しい一報が入りました。水戸地裁が、「水道水が汚染される可能性は否定できない」として、私たちの申し立てを全面的に認める裁決がされたというものです。

いったんは、水戸市も県も建設不許可にしたこの建設を、厚生大臣はただの一度も現地を視察することなく、不許可取り消しを裁決したために裁判で争わざるを得なかつたのですが、毎日飲んでいる水道水を汚染してはならないとの判決は、あたりまえのはずですが、日本では画期的な判決だそうです。

私たちは、勝利しました！夢のようです！  
でも、県の許可が、不許可になったわけではありません。  
これから、業者が建設を断念するまで、県が不許可にするまで、運動を続けなければなりません。まずは勝利の報告会を開き、明日に向けてまた一歩歩みだしましょう！  
多くの皆さんのご参加をお願いいたします。

日 時 1999年4月4日（日）13:30～16:00  
会 場 水戸市民会館大会議室（tel 244-7521）

- 報告者 ◇ 全隈町産廃最終処分場建設に反対する連絡会  
◇ 弁護団 安江 祐 弁護士  
◇ 坂本博之法律事務所 坂本博之 弁護士  
◇ 地元全隈町、成沢町の方々の挨拶  
◇ 産廃反対茨城県ネットワークづくりについて